

天塩町低入札価格調査制度実施要領の一部を改正する規程の新旧対照表

新	旧	備考
<p>天塩町低入札価格調査制度実施要領 平成13年6月29日制定 改正</p> <p>平成19年3月26日 平成23年4月28日告示第56号 平成24年4月2日告示第52号 平成25年5月1日告示第56号 平成25年6月1日告示第72号</p> <p>天塩町低入札価格調査制度実施要領 (目的)</p> <p>第1条 天塩町が発注する建設工事及び業務委託(以下「建設工事等」という。)の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、最低価格入札者を落札者とし不在の場合の手續きについて、次のとおり定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 支出負担行為者は、原則として予定価格が1千万円以上の建設工事等を対象とすることができる。但し、予定価格が1千万円未満の建設工事等であっても支出負担行為者が当該制度の適用を必要と認めた建設工事等は、対象とすることができるものとする。</p> <p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 支出負担行為者は、調査基準価格の設定について、次に掲げる事項の合計額に、100分の108を乗じて得た額を基準価格とする。但し、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、また、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p>	<p>天塩町低入札価格調査制度実施要領 平成13年6月29日制定 改正</p> <p>平成19年3月26日 平成23年4月28日告示第56号 平成24年4月2日告示第52号 平成25年5月1日告示第56号 平成25年6月1日告示第72号</p> <p>天塩町低入札価格調査制度実施要領 (目的)</p> <p>第1条 天塩町が発注する建設工事及び業務委託(以下「建設工事等」という。)の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保することを目的として、最低価格入札者を落札者とし不在の場合の手續きについて、次のとおり定める。</p> <p>(対象工事)</p> <p>第2条 支出負担行為者は、原則として予定価格が1千万円以上の建設工事等を対象とすることができる。但し、予定価格が1千万円未満の建設工事等であっても支出負担行為者が当該制度の適用を必要と認めた建設工事等は、対象とすることができるものとする。</p> <p>(調査基準価格の設定)</p> <p>第3条 支出負担行為者は、調査基準価格の設定について、次に掲げる事項の合計額に、100分の105を乗じて得た額を基準価格とする。但し、その額が予定価格の10分の9を超える場合にあっては、予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、また、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額</p>	

新	旧	備考
<p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、調査基準価格を予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定できるものとする。 (公表の方法)</p> <p>第4条 調査基準価格は、競争入札参加者及び執行結果表に調査基準価格を記載することにより、公表するものとする。 (失格基準価格)</p> <p>第5条 調査基準価格に満たない価格で入札が行われた場合において、町長が必要と認めた場合には、低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を設けることとし、失格基準価格に満たない価格で入札を行った者を失格とすることができる。</p> <p>2 失格基準価格は、調査基準価格の100分の5までの範囲の額を調査基準価格から差し引いて得た額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、町長が特に失格基準価格を設けることが適当でないと認めた場合は、失格基準価格を設けないことができる。 (入札の執行)</p> <p>第6条 入札執行者は、開札の結果調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。 (低入札価格調査委員会の設置)</p> <p>第7条 低入札価格を調査するため、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 調査委員会は、委員長と委員をもって構成する。</p> <p>3 委員長は、副町長をもって充てる。ただし、委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては総務課長がその職務を行う。</p>	<p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず特に必要と認めるときは、調査基準価格を予定価格の10分の7から10分の9の範囲内で設定できるものとする。 (公表の方法)</p> <p>第4条 調査基準価格は、競争入札参加者及び執行結果表に調査基準価格を記載することにより、公表するものとする。 (失格基準価格)</p> <p>第5条 調査基準価格に満たない価格で入札が行われた場合において、町長が必要と認めた場合には、低入札価格調査を実施することなしに失格とする基準となる価格(以下「失格基準価格」という。)を設けることとし、失格基準価格に満たない価格で入札を行った者を失格とすることができる。</p> <p>2 失格基準価格は、調査基準価格の100分の5までの範囲の額を調査基準価格から差し引いて得た額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、町長が特に失格基準価格を設けることが適当でないと認めた場合は、失格基準価格を設けないことができる。 (入札の執行)</p> <p>第6条 入札執行者は、開札の結果調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。 (低入札価格調査委員会の設置)</p> <p>第7条 低入札価格を調査するため、低入札価格調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。</p> <p>2 調査委員会は、委員長と委員をもって構成する。</p> <p>3 委員長は、副町長をもって充てる。ただし、委員長に事故がある場合又は委員長が欠けた場合においては総務課長がその職務を行う。</p>	

新	旧	備考
<p>4 委員は、工事等担当課長、契約担当課長及び委員長が指名する職員をもって充てる。</p> <p>（低入札価格調査委員会の開催）</p> <p>第8条 委員長は、調査価格を下回る入札が行われたときは、速やかに調査委員会を開催し、当該入札が適正であるか否かを調査して、その結果について町長の承認を得なければならない。</p> <p>（低入札価格調査委員会の調査事項）</p> <p>第9条 調査委員会は、必要に応じて次に掲げる事項について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行い、調査するものとする。</p> <p>（1）当該価格で入札した理由</p> <p>（2）入札金額の積算内訳</p> <p>（3）手持資材等の状況</p> <p>（4）資材等の購入先及び購入先と入札者との関係</p> <p>（5）過去に施工した建設工事等及び発注者</p> <p>（6）その他必要な事項</p> <p>（落札者の決定等）</p> <p>第10条 前条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査結果を記載した書面を町長に提出し、承認を求めた上で、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。</p> <p>2 前条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査結果を記載した書面を町長に提出し、承認を求めた上で、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。但し、次順位者が調査基準価格を下回る入札者</p>	<p>4 委員は、工事等担当課長、契約担当課長及び委員長が指名する職員をもって充てる。</p> <p>（低入札価格調査委員会の開催）</p> <p>第8条 委員長は、調査価格を下回る入札が行われたときは、速やかに調査委員会を開催し、当該入札が適正であるか否かを調査して、その結果について町長の承認を得なければならない。</p> <p>（低入札価格調査委員会の調査事項）</p> <p>第9条 調査委員会は、必要に応じて次に掲げる事項について、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等を行い、調査するものとする。</p> <p>（1）当該価格で入札した理由</p> <p>（2）入札金額の積算内訳</p> <p>（3）手持資材等の状況</p> <p>（4）資材等の購入先及び購入先と入札者との関係</p> <p>（5）過去に施工した建設工事等及び発注者</p> <p>（6）その他必要な事項</p> <p>（落札者の決定等）</p> <p>第10条 前条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、調査結果を記載した書面を町長に提出し、承認を求めた上で、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。</p> <p>2 前条の調査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、調査結果を記載した書面を町長に提出し、承認を求めた上で、最低価格入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。但し、次順位者が調査基準価格を下回る入札者</p>	

新	旧	備考
<p>であったときは、同様の手続きによる調査を行うものとする。</p> <p>3 前条の規定により、次順次者を落札者と決定したときは、最低価格入札者、次順位者及び他の入札者全員に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 前条の調査の結果、落札者がいないときは、再度入札を行うことができるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月26日） この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年4月28日告示第56号） この要領は、平成23年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月2日告示第52号） この要領は、平成24年4月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年5月1日告示第56号） この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年6月1日告示第72号） この要領は、平成25年6月1日から施行する。</p>	<p>であったときは、同様の手続きによる調査を行うものとする。</p> <p>3 前条の規定により、次順次者を落札者と決定したときは、最低価格入札者、次順位者及び他の入札者全員に対し、その旨を通知するものとする。</p> <p>4 前条の調査の結果、落札者がいないときは、再度入札を行うことができるものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成13年7月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成19年3月26日） この要領は、平成19年4月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年4月28日告示第56号） この要領は、平成23年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月2日告示第52号） この要領は、平成24年4月2日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年5月1日告示第56号） この要領は、平成25年5月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年6月1日告示第72号） この要領は、平成25年6月1日から施行する。</p>	